

資料13

水質汚濁防止法施行規則第9条の2第1項第2号ただし書に規定する知事が定める排水の期間
 昭和55年5月30日（愛知県告示第624号（改正 平成3年3月27日告示第288号））

水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第9条の2第1項第2号ただし書の規定に基づき、同規定の測定に係る排水の期間を、別表の左欄に掲げる要件ごとに当該右欄に掲げる排水の期間のとおり定め、昭和55年7月1日から施行する。ただし、別表中4の項に掲げる排水の期間は、特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）の設置若しくは構造等の変更後又は指定地域内事業場の設置後、60日を超えない期間に限り適用するものとする。

附 則（平成3年3月27日告示第288号）

- 1 この告示は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この告示施行の際、現に設置されている処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽（設置の工事中のものを含む。）から排出される特定排水水であって、改正後の別表中第3の項に掲げる要件に該当するものにあつては、同項に掲げる排水の期間にかかわらず、平成3年9月30日までの間は、なお従前の例による。

別表

要 件		排水の期間
1 指定地域内事業場の規模が極めて小規模であると認められる場合（日平均排水量が400立方メートル以上の指定地域内事業場に限る。）		7日
2 指定地域内事業場に特定排水水の測定場所が数多く存在し、かつ、当該指定地域内事業場全体の汚濁負荷量の80パーセント以上について自動計測器等により計測している場合において、当該指定地域内事業場の中でも汚濁負荷量が小さいと認められる特定排水水の場合	日平均排水量が400立方メートル以上の指定地域内事業場	30日
	日平均排水量が400立方メートル未満の指定地域内事業場	90日
3 小規模な生活排水等であつて、その汚染状態が小さく、かつ、その量が少ないと認められる特定排水水の場合	特定施設に該当しない、し尿浄化槽（処理対象人員が200人以下のもの）、社員食堂のちゆう房施設等の生活に伴う施設から排出される特定排水水	日平均排水量が400立方メートル以上の指定地域内事業場
		日平均排水量が400立方メートル未満の指定地域内事業場
	その他の特定排水水	日平均排水量が400立方メートル以上の指定地域内事業場
		日平均排水量が400立方メートル未満の指定地域内事業場
4 新たに設置若しくは構造等の変更がされた特定施設に係る特定排水水又は新たに設置された指定地域内事業場に係る特定排水水の場合（日平均排水量が400立方メートル以上の指定地域内事業場に限る。）		3日
5 指定地域内事業場に特定排水水以外の排水水の測定場所が数多く存在し、かつ、当該指定地域内事業場全体の特定排水水以外の排水水の汚濁負荷量の80パーセント以上について自動計測器等により計測している場合において、当該指定地域内事業場の中でも量が少ないと認められる特定排水水以外の排水水の場合	日平均排水量が400立方メートル以上の指定地域内事業場	30日
	日平均排水量が400立方メートル未満の指定地域内事業場	90日
6 前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等によりやむを得ない事情があると認められる場合（日平均排水量が400立方メートル以上の指定地域内事業場に限る。）		7日